

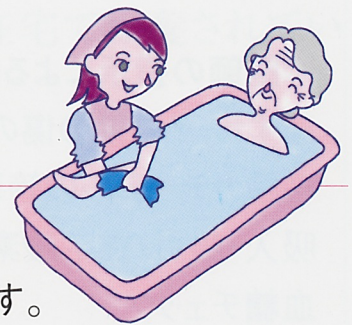
居宅介護支援とは

介護保険をご利用になる、介護の必要な方やご家族のご要望を尊重し、心身の状態や家庭の状況に考慮して、適切なサービスが利用できるように介護支援専門員（ケアマネジャー）がケアプランを立てます。

介護保険で利用できるサービス

●訪問介護

介護福祉士・ホームヘルパーによる身体の介護（食事・排泄・清潔など）や日常生活の援助、介護タクシーが利用できます。



●訪問入浴介護

ご自宅に、簡易浴槽を運び入れて入浴サービスを受けることができます。

●訪問看護

訪問看護師などによる療養上の世話及び診療の補助で、予防や医療管理、リハビリ、終末期ケアなど、心身の看護や治療促進のケアをご自宅で受けることができます。

●訪問リハビリテーション

病院、診療所、介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士による、心身の機能の維持回復を図る機能訓練（リハビリテーション）などをご自宅で受けることができます。

●通所リハビリテーション（デイケア）

介護老人保健施設や医療機関に通所し、リハビリテーションを利用できます。

●通所介護（デイサービス）

介護老人福祉施設や老人デイサービスセンターに通所し、入浴・食事などやリハビリテーション・レクリエーションを利用することができます。



●その他

居宅療養管理指導、ショートステイ、福祉用具貸与、住宅改修等のサービスを受けることができます。

ご相談や、介護サービス計画作成等には費用のご負担はございませんので、安心してご利用いただくことができます。